

住まいづくりの安心バックアップ体制

Open
System

オープンシステム

価格の見える家づくり

オープンシステム登録建物に適用される

オープンシステム補償制度

オープンネット会員と各専門業者は、オープンシステムの建物を責任を持って完成させ、そして完成後の建物にも責任を持ちます。

この補償制度は、これらの責任を経済的にバックアップします。

また分離発注方式の建物は、10年間の瑕疵担保責任を定めた品確法の対象外となり様々なリスクが発生しますが、オープンシステムの建物はこの補償制度により多くのリスクが軽減されます。



独自の検査を実施

10年間のバックアップ

工事業者が倒産しても継続します

オープンシステムだけの

オリジナル補償

保険では不可能な
幅広いバックアップ

2006年9月1日より、オープンネット(株)はwebを活用した二重検査を行ないます。

オープンネット株式会社

オープンシステム建物登録制度とオープンシステム補償制度

オープンシステム建物登録制度とは、建築される建物に関し、確実に施工され、円滑に引渡しを行い、いつまでも安心して住まいいただくことをバックアップする仕組みです。

また登録には、オープンネット(株)が行なう検査項目の違いにより、A登録・B登録があります。それぞれの登録に要する登録料は以下の通りです。

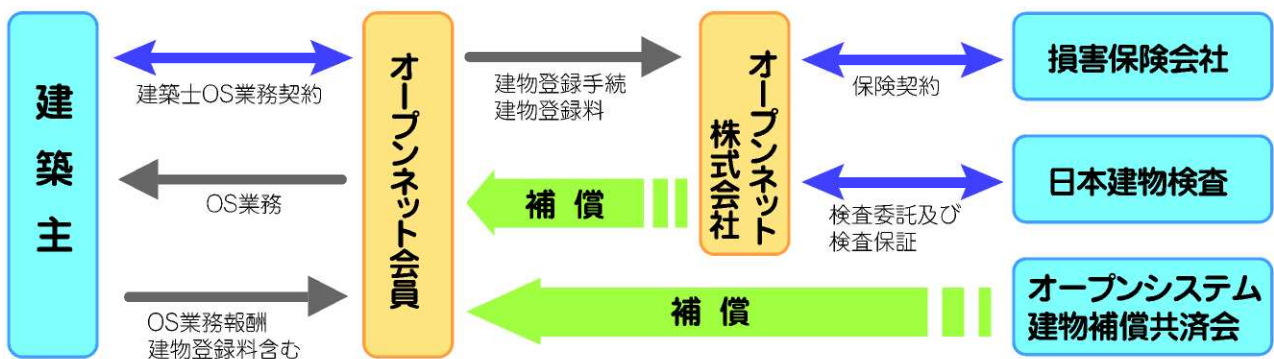
登録料A登録

総工事金額(OS業務委託料を含む)の10/1000+消費税

登録料B登録

総工事金額(OS業務委託料を含む)の14/1000+消費税

そしてオープンシステム建物登録制度には、自動的にオープンシステム補償制度が付加されています。



検査保証制度に関して、A登録・B登録の違いのご説明

オープンシステム建物登録制度には、登録タイプにA登録とB登録の2種類があります。どちらのタイプに建物登録されるか、建築主に選択いただけます。登録タイプごとの検査保証制度の保証範囲の主な違いは、以下の通りです。

お引渡し後3年目から10年後までの8年間にわたり(注)、建物の主要構造部分および雨水の浸入を防止する部分における施工業者の工事上のミスの原因として同一建物内に被害が生じた場合、A登録・B登録でそれぞれ下表の通り保証します。なお、被害の発覚時に原因業者が倒産しているか否かで適用に違いが生じます。また、1事業年度における総保証限度額を設けています。この検査保証制度では、原因業者が倒産していない場合には原因業者への求償権が発生します。(注)この期間は検査保証制度に関するものです。保険制度および引継補償制度は、引渡し後から2年間にしても適用します。

登録タイプ	保証される費用		施工業者の状況	
	原因となった部分	被害を受けた部分	施工業者が存続しているとき	施工業者が倒産しているとき
A登録	建物の 修補費用	原因となった部分	支払われません	検査保証制度が適用
		被害を受けた部分	保険制度が適用	検査保証制度が適用
	原因調査費用		保険制度が適用	支払われません
B登録	建物の 修補費用	原因となった部分	検査保証制度が適用	検査保証制度が適用
		被害を受けた部分	保険制度が適用	検査保証制度が適用
	原因調査費用		検査保証制度が適用	検査保証制度が適用

詳しくは、所定の検査保証制度のNTK検査保証規定集をご覧ください。

このパンフレットは、オープンシステム補償制度の概要を説明したものです。



オープンネット株式会社

〒683-0804 鳥取県米子市米原5-3-20

TEL:0859-37-3343/FAX:0859-23-3493

URL:<http://www.open-net.jp/>/E-Mail:staff@open-net.co.jp